

規制の事前評価書 様式

政策の名称	ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト(別名DDVP)等に係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化	担当部局名	労働基準局安全衛生部	作成責任者名	労働衛生課 泉 陽子 化学物質対策課長 森 戸 和美	評価実施時期	平成26年5月
法令案等の名称・関連条項	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案 【関係条項】 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第14条、第31条の2、第57条第1項、第65条第1項、第66条第2項及び第113条						
規制の目的、内容及び必要性等	<p>ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト(別名DDVP)は、化学工業等で幅広く使用されている。一方、ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイトは、国際がん研究機関等において、人に対する発がん性のおそれがある物質であることが勧告されている。</p> <p>また、クロロホルム、四塩化炭素、1, 4-ジオキサン、1, 2-ジクロロエタン(別名二塩化エチレン)、ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)、スチレン、1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン)、テトラクロロエチレン(別名パークロロエチレン)、トリクロロエチレン及びメチルイソプトルケトン(以下「有機溶剤10物質」という。)は、印刷業、化学工業、鉄鋼業、金属加工業、機械器具製造業等で広く使用されている。一方、有機溶剤10物質は、有機溶剤中毒を引き起こす他に、国際がん研究機関等において、人に対する発がん性のおそれがある物質であることが勧告されている。</p> <p>このため、平成25年度にジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト又は有機溶剤10物質を取り扱う作業場におけるこれらの物質による労働者のばく露実態調査を実施し、国による労働者の健康障害に係るリスク評価を実施した。その結果、これらの物質については、ばく露リスクが高いことが確認され、相当の労働者が当該物質にばく露する危険にさらされている実態が明らかとなった。</p> <p>労働者のジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト又は有機溶剤10物質によるばく露防止等の健康障害防止対策を充実するため、これらの物質を労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)別表第3第2号に掲げる特定化学物質(第2類物質)に指定する等の改正を行う。これにより、事業者新たに作業主任者の選任、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施を義務付ける。</p> <p>また、ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイトについては、これを譲渡し、又は提供する者に対して、容器・包装等への名称等の表示を義務付ける(以下これらの規制を合わせて「本規制」という)。なお、有機溶剤10物質については、すでに表示が義務づけられている。</p>						
想定される代替案	国の“通達”による作業主任者の選任、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施等の措置の指導						
規制の費用(注)	費用の要素						代替案の場合
1 遵守費用	本規制により、事業者等に新たな措置を義務付けることに伴い発生する主要な費用は、以下のとおりである。 ・作業主任者の選任(技能講習の受講料:数千円～) ・作業環境測定の実施(年間数万円～) ・特殊健康診断の実施(一人当たり年間数千円～) ・容器・包装への表示(年間数万円～)	国による行政指導を受けて対策に取り組む事業者等にあつては、次の費用が発生する。 ・作業主任者の選任(技能講習の受講料:数千円～) ・作業環境測定の実施(年間数万円～) ・特殊健康診断の実施(一人当たり年間数千円～) ・容器・包装への表示(年間数万円～)					
2 行政費用	国において、本規制の新設に伴う費用、人員等の増減はない。 ※ 現行規制において、ベンゼン等の有害物に対しても既に労働者の健康障害防止を図っており、本規制も同様の枠組みのものであることから、行政の費用が増加することはない。	国において、代替案に伴う費用、人員等の増減はない。 ※ 現行規制においても化学物質による健康障害防止のための周知・指導を行っている。					
3 その他の社会的費用	特になし。						
規制の便益(注)	便益の要素						代替案の場合
	<p>【労働者への便益】 ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト又は有機溶剤10物質のばく露の防止等により、労働者の職業がん等の発症による健康障害を防止することができる。</p> <p>【事業者への便益】 健康障害防止措置を実施することにより、労災の補償リスクを低減することができる。また、労災補償保険法による保険給付の総量が抑えられることにより、事業者全体にとって、保険料負担の軽減につながるものである。</p> <p>【国民全体への便益】 労働者の健康確保と事業者の経営の安定化が図られる。</p>	<p>【労働者への便益】 企業によっては、必要な対策が十分に実施されない可能性があり、労働者の職業がん等の発症による健康障害の防止に対する効果は限定される。</p> <p>【事業者への便益】 企業によっては、必要な対策が十分に実施されない可能性があり、労災の補償リスクを低減する効果は限定される。また、事業者全体にとって、保険料負担を軽減する効果は限定される。</p> <p>【国民全体への便益】 労働者の健康確保と事業者の経営の安定化が図られる効果は限定される。</p>					
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>本規制の便益は、労働者の職業がん等の健康障害の防止に資することである。</p> <p>費用については、ベンゼン等の有害物に対しても既に労働者の健康障害防止を図っており、今回の規制も同様の枠組みのものであることから、行政の費用が増加することはない。また事業者については遵守費用は増加するものの、労災の補償リスクの低減等の便益を得ることができることから、ばく露防止対策等の義務付けは適当と判断する。</p> <p>一方、代替案(国の通達による行政指導)では、対策を取る事業者については本規制同様、遵守費用が発生するにもかかわらず、事業者に法的な義務を伴わないことから、企業が必要な対策が十分に実施されず、そのため、労働者の職業がん等の発症防止等について効果が限定される。</p> <p>したがって、全ての事業場において、ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト又は有機溶剤10物質による労働者の健康障害防止措置を履行させるため、通達による指導(代替案)でなく、罰則を伴った法的拘束力を持つ本規制案を採用すべきである。</p>						

<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p>「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」(座長:菅野誠一郎(独)労働安全衛生総合研究所環境計測管理研究グループ部長)の報告書において、以下のとおり記載されている。</p> <p>○化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会報告書(抜粋)</p> <p>5 健康障害防止措置の検討結果</p> <p>(1)ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(別名DDVP)</p> <p>ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイトを含有する製剤を用いた成形加工又は包装の業務については、リスク評価において、個人ばく露の測定結果が二次評価値を上回り、ばらつきを考慮した区間推定上限値(上側5%値)も二次評価値を大きく超えるばく露がみられたことから、健康障害の防止のため、特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。)の「アクリルアミド」と同様に、作業環境測定の実施や発散抑制措置等を講じることが必要である。</p> <p>また、ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイトの有害性を勘案し、作業の記録の保存(30年間)等が必要となる特化則の特別管理物質と同様の措置を講じることが必要である。</p> <p>(2)(略)</p> <p>(3)発がんのおそれのある有機溶剤(10物質)</p> <p>発がんのおそれのある有機溶剤については、発がん性という有害性を勘案した規制を行うことが必要である。特化則の特別管理物質と同様の以下の措置を講じることが必要である。</p> <p>(措置内容)</p> <p>1 作業記録の作成</p> <p>2 記録の30年間の保存</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊健康診断結果の記録 ・作業環境測定の結果と評価結果の記録 ・作業記録 <p>3 名称、人体に及ぼす作用、取扱上の注意事項及び使用保護具の掲示</p> <p>4 事業廃止時の記録の報告</p> <p>5 有害性に応じた含有率(裾切り値)の見直し(5%→1%)</p>
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>国際機関等における発がん性等の評価の見直し、ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト又は有機溶剤10物質による労働災害の多発等の場合に見直しを行う。</p>